

# 宮城県立がんセンター寝具等設備業務仕様書

## I 寝具等設備について

### 1 衛生基準

平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従い寝具類を適正に処理するものとする。

### 2 寝具類仕様明細等

- (1) 受注者は、寝具類仕様明細書「別表1」及び「別表3」による寝具類を設備し、発注者に提供するものとする。
- (2) 寝具類の洗濯補修等については「別表2」及び「別表4」の基準に従い、衛生的かつ清潔なものを提供するものとする。
- (3) 寝具類は、「別表1」及び「別表3」の規格を満たすものを提供するものとする。
- (4) 寝具類仕様明細は「別表1」及び「別表3」のとおりとするが、予備の寝具類を十分に準備し、交換が適切に行えるようにするものとする。
- (5) 患者、各病棟、各部門において、使用する種類、枚数等に変更がある場合は、適宜適切に対応するものとする。

特に、当院では、集中治療室等で使用する寝具類（タオルケット及びその枚数の増）について、一般病棟と異なる部分があるので別途準備するとともに交換が適切に行えるようにすること。

### 3 寝具類の提供等

- (1) 寝具類は毎日月曜日～金曜日（当該日が休日のときは前日とする。）に回収するものとするが、病院運営上必要なときは適宜対応するものとし、新品又は洗濯済のものを提供するものとする。
- (2) 寝具類の使用数量（単位は1日1組とする）の算定方法は月毎とし、当該月の入院延べ患者数とする。また、予備に供した数量及び臨時交換分の数量は算入しないものとする。
- (3) 寝具類の消耗、劣化による新品への交換、補修等については、適切に対応するものとする。

### 4 消毒、下洗い、病毒感染防止

- (1) 寝具類に血痕、膿、分泌物、大小便等が付着した場合は、発注者において、汚染された寝具等はビニール袋に入れ付着物名を記載し、受注者に引き渡すものとする。
- (2) 6階無菌病室の患者用の寝具類の納品、及び回収は一般病棟と同様の取扱いとし、一般病棟用寝具類と同時に納品、及び回収を行うものとする。（＊プラフィルムは不要）

### 5 代行保証について

- (1) 受注者は、平成9年2月4日指第8号厚生省健康政策局指導課長通知に従い、天災等により一時的に業務の履行が困難となる事態に備え、寝具類の洗濯業務が滞ることがないよう、契約に当たり寝具等設備業務を履行することを保証する代行保証人を立てること。

なお、業務の代行保証人は、資本提携等による親子関係、系列関係に無い者であること。

- (2) 代行保証人は入札参加者と同等の寝具等設備業務を履行できる能力、実績があること。
- (3) 業務を代行保証する者との間において、何時においても業務が円滑に引き継がれるよう常に連携を保つものとする。

## II リネン関係運搬について

### 1 施行目的

寝具等設備（以下「寝具等」という）を中心リネン室及び各病棟リネン庫等から迅速かつ的確に搬入搬出し、衛生的かつ清潔な寝具等を各病棟に供給するものとする。

### 2 業務日及び業務時間等

業務日 毎週月曜日から金曜日までの 午前8時00分から午後5時00分まで  
※但し、止むを得ない理由がある場合は時間外の業務を可とする。

休日 土曜日、日曜日、国民の祝日（連休の場合は除く）

ただし、病院の運営上、発注者から変更等の指示があった場合はその指示に従うものとする。

### 3 対象物件

対象物件は、本委託の寝具等設備業務で取り扱う次に掲げる物品とする。

品名	掛布団、ベットパット、肌掛け、包布、敷布（ボックスシーツ）、毛布、タオルケット、枕覆、枕、術前術後衣、その他発注者が指定するもの
----	------------------------------------------------------------------

### 4 業務施行仕様

- (1) 業務は、「寝具等定期交換予定表」のとおりとする。
- (2) 受注者が提供する寝具等の中央リネン室への受入れ及び使用済寝具等の受注者への引渡し並びに中央リネン室、各病棟リネン庫内等の保管物品の管理を行うものとする。
- (3) 中央リネン室から各病棟リネン庫等へ寝具等を補充するものとする。
- (4) 各病棟の使用済寝具等を集積場所から回収し、地下1階の保管場所へ搬入するものとする。
- (5) 前項において、寝具の消毒を依頼されたものについては、地下1階の保管場所に搬入後、消毒実施者に引き渡すものとする。
- (6) 中央リネン室及び各病棟リネン庫等並びに各病棟の使用済寝具等の集積場所及び地下1階の保管場所は衛生区域として清掃等を実施するものとする。（原則として週1回実施し、定時以外は、発注者の指示がある都度実施すること。）
- (7) 一般病室の寝具類の取扱いは次のとおりとする。
  - 1) 掛布団にカバーを取り付けて搬入する。
  - 2) 枕に枕覆（カバー）を取り付けて搬入する。
  - 3) 使用済み寝具類は、カバー類を病棟で外さないで搬出する。

- (8) 無菌病室の寝具類の取扱いは次のとおりとする。
  - 1) 布団に布団カバーを取り付けて搬入する。
  - 2) 枕に枕覆(カバー)を取り付けて搬入する。
  - 3) 使用済み寝具類は、カバー類を病棟で外さないで搬出する。
  - 4) 無菌病室の寝具類は、一般病室の寝具類と同様に搬入搬出するものとし、納品場所は無菌室用リネン置場、及び一部を一般病室用リネン庫とする。
- (9) 運搬用台車等業務遂行に必要な備品及び消耗品等は受注者が負担するものとする。
- (10) 前項の運搬用台車は補充用と回収用を別々に準備するものとする。
- (11) 安全については充分に注意し、事故防止に万全を期すものとする。
- (12) 患者等病院関係者に不快感を与えることのないよう言動に注意するものとする。
- (13) 業務の実施に当たって委託者から指示があった場合は、適切にその指示に従うものとする。

## 5 業務完了報告

受注者は、その日の業務が完了したときに、業務記録簿に記入し発注者の確認を受けるものとする。

## 6 その他

- (1) 受注者は、令和8年1月1日時点で宮城県内の200床以上の病院で寝具等設備業務を履行している実績を1施設以上有することとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議の上決定することとする。